

# 《生活習慣病管理料Ⅱ についての お知らせ》

これまで「**高血圧症**」「**脂質異常症**」「**糖尿病**」の治療を受けていただいていた患者様には「特定疾患治療管理料」を算定していましたが、令和6年6月の診療報酬改定に伴い「**生活習慣病管理料Ⅱ**」を算定することになりました。

## 【生活習慣病管理料Ⅱとは】

患者様の同意を得て治療計画を作成し、栄養・運動・服薬・家庭での体重や血圧測定等生活習慣に関する総合的な治療管理を医師・看護師等が行います。

※上記指導と内容を記載した「**療養計画書**」の作成と発行に伴い**患者様の同意と署名**をお願いする場合があります。

※生活習慣の**聞き取りや指導にお時間をいただく**場合があります。

※指導を行うかは医師が判断します。

他にもご不明な点等がございましたらお気軽にスタッフまでお問い合わせください。

ご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。

上田診療所 所長 矢島 恭一

